

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則等の一部改正について

(諮問第 3 0 0 9 号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	改正概要	2
3	第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正省令案 (新旧対照表)	5
4	接続料規則の一部を改正する省令案 (新旧対照表)	38



諮問第3009号  
平成21年1月29日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第4項第1号ロ及び同条第13項の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）及び接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

# **第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則 の一部改正について**

## **I 改正の背景**

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)のNGN(Next Generation Network)は、平成20年3月末から商用サービスが開始されたが、平成20年3月付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下「答申」という。)において、NGNの接続料算定には、NGNの費用を複数の機能に配賦するためのコストドライバの検討に一定の期間が必要であることから、イーサネット接続機能以外の機能については平成20年度末まで、システム改修が必要なイーサネット接続機能については平成21年度末までは、コストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料の適用を猶予することが適当とされた。

総務省においては、NGNの接続料算定等に関する問題を検討するため、平成20年5月から、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」(以下「研究会」という。)を開催し、同年12月に取りまとめた報告書において、NGNの接続料の設定単位や、接続会計として整理すべき事項等について考え方を整理したところである。

本件は、当該報告書等を踏まえ、以下の規定整備を行うため、関係省令の改正を行うものである。

### **1. NGN及びひかり電話網について、接続会計に設備区分等を追加**

- 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)の一部改正

### **2. NGN及びひかり電話網に係る機能について、接続料の設定単位等を追加**

- 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の一部改正

## II 改正の概要

### 1. 接続会計に設備区分等を追加

2010年度以降のNGN接続料は、接続会計で整理された費用等に基づき算定されることになるため、接続会計(固定資産帰属明細表等)に必要な設備区分等を追加するとともに、接続会計の検証可能性を高めるための措置を併せ講じる。

#### **(1)固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表への設備区分の追加(改正第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第2様式第3及び第4)**

- NGN等を構成する主要な設備に着目して、固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表に、NGN等固有の12の設備区分を追加する。

「1.収容ルータ」、「2.中継ルータ」、「3.SIPサーバ」、「4.ゲートウェイルータ」、「5.メディアゲートウェイ」、「6.SNI収容ルータ」、「7.網終端装置(VPN)」、「8.網終端装置(ISP)」、「9.収容イーサネットスイッチ」、「10. 中継イーサネットスイッチ」、「11.ゲートウェイスイッチ」、「12.伝送路」

- この際、接続会計の検証容易性を高める観点から、NGN等に係る固定資産帰属明細表等とそれ以外のネットワークの固定資産帰属明細表等を分けて作成する。

#### **(2)損益計算書の記載事項の分計(改正第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第2様式第1)**

- 損益計算書において、NGN等の接続料に係る収支とそれ以外の収支を分けて記載する。具体的には、以下の科目について分計する。

##### 【管理部門】

- ・ 営業収益のうち受取網使用料(管理部門が接続事業者から受け取る接続料)と振替網使用料(利用部門と管理部門の取引額)
- ・ 接続関連損益のうち接続装置使用料収入と網改造料収入

##### 【利用部門】

- ・ 営業費用のうち振替網使用料

- また、振替網使用料について、アンバンドル機能と未アンバンドル機能を分けて記載する。

## **2. 接続料の設定単位等を追加**

### **(1) 接続料の設定単位の追加(☞改正接続料規則第15条第3項、第17条第1項及び第2項)**

- 収容局接続機能、中継局接続機能及びイーサネット接続機能の接続料については、回線容量又は回線数を単位とし、合理的な理由がある場合には、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができることとする。
- IGS接続機能の接続料については、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位とし、それ以外のルータや伝送路等に係るものは通信時間を単位として定めることができることとする。

### **(2) NGN等に係る通信量の記録様式の追加(☞改正接続料規則別表第6様式第1第4表)**

- NGN等の各エッジ設備(メディアゲートウェイ、ゲートウェイルータ、SNI収容ルータ、網終端装置)における通信量を記録するための様式を追加する。

## **III 施行日等**

施行期日は公布の日とする。

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部を改正する省令新旧対照表

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「第一種指定設備管理部門」とは、第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。</p> <p>二 「第一種指定設備利用部門」とは、電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。</p> <p>三 「支援設備」とは、第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するために使用される電力設備、総合監視設備及び試験受付設備等に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。</p> <p>四 「全般管理」とは、営業所等における共通的作業及び本社等管理部門における活動に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（用語）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2</p> <p>一～四（略）</p>

五 「一般第一種指定設備」とは、接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、閘門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。

六 「特別第一種指定設備」とは、一般第一種指定設備以外の第一種指定電気通信設備をいう。

七 「設備区分」とは、第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門のそれぞれに帰属させた電気通信設備を、別表第一勘定科目表資産の項（建物から建設仮勘定までの各項を除く。）を基礎として階梯別又は用途別に分けた会計単位の細区分をいう。

第三条（略）

（会計単位の区分）

第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によつて整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によつて整理しなければならない。

五 「設備区分」とは、第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門のそれぞれに帰属させた電気通信設備を、別表第一勘定科目表資産の項（建物から建設仮勘定までの各項を除く。）を基礎として階梯別又は用途別に分けた会計単位の細区分をいう。

第三条（略）

（会計単位の区分）

第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によつて整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の規定を準用して算定した金額の振替によつて整理しなけ

第六条～第十二条 (略)	ればならない。 第六条～第十二条 (略)
--------------	-------------------------

改正案	現行
-----	----

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕	別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕
-----------------------	-----------------------

勘定科目表 資産	勘定科目表 資産
-------------	-------------

科目	款(原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p><u>1. 一般第一種指定設備</u>  <u>一般第一種指定収容ルータ(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。)</u>  <u>一般第一種指定中継ルータ</u>  <u>SIPサーバ</u>  <u>ゲートウェイルータ</u>  <u>メディアゲートウェイ</u>  <u>一般第一種指定収容ルータ(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。)</u>  <u>網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)</u>  <u>網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)</u>  <u>収容イーサネットスイッチ</u>  <u>中継イーサネットスイッチ</u>  <u>ゲートウェイスイッチ</u>  <u>伝送路</u>  <u>(何)</u>  <u>2. 特別第一種指定設備</u>            端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)            主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)</p>
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)            主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)</p>

	<p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p>		<p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p>
--	--	--	--

	第一種指定設備利用部門	<p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 手動交換設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 呼関連データベース (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 車両及び船舶</p>		第一種指定設備利用部門	<p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 手動交換設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 呼関連データベース (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 車両及び船舶</p>
--	-------------	--	--	-------------	--

	支援設備（補助部門）  全般管理（補助部門）	機械及び装置 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 電力設備 監視設備 試験受付設備 （何） 共通部門設備 管理部門設備
(2)無形固定資産	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
(3)投資その他の資産	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費 用  
営 業 費 用

科 目	款（原価部門）	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料

	支援設備（補助部門）  全般管理（補助部門）	機械及び装置 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 電力設備 監視設備 試験受付設備 （何） 共通部門設備 管理部門設備
(2)無形固定資産	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
(3)投資その他の資産	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費 用  
営 業 費 用

科 目	款（原価部門）	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料

	第一種指定設備利用部門  支援設備（補助部門）	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 監視設備 試験受付 (何)		第一種指定設備利用部門  支援設備（補助部門）	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 監視設備 試験受付 (何)
共通費	全般管理（補助部門）	資材 研修 医療 一般共通	共通費	全般管理（補助部門）	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門	管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術	試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 (何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備	減価償却費	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 (何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備

	支援設備（補助部門）  全般管理（補助部門）	電力設備 監視設備 試験受付 （何） 共通部門設備 管理部門設備
固定資産除却費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 （何） 国税 地方税 道路占用料 （何）
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料

収 益  
営 業 収 益

科 目	款（原価部門）	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 （何）設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	（何）

	支援設備（補助部門）  全般管理（補助部門）	電力設備 監視設備 試験受付 （何） 共通部門設備 管理部門設備
固定資産除却費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 （何） 国税 地方税 道路占用料 （何）
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料

収 益  
営 業 収 益

科 目	款（原価部門）	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 （何）設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	（何）

改 正 案	現 行
別表第二〔第6条・第8条〕	別表第二〔第6条・第8条〕
<u>接続会計財務諸表様式</u>	<u>接続会計財務諸表様式</u>
様式第1	様式第1
<u>損 益 計 算 書</u>	<u>損 益 計 算 書</u>
会計単位名 <u>第一種指定設備管理部門</u>	会計単位名 <u>第一種指定設備管理部門</u>
(単位 円)	(単位 円)
I 接続損益の部	I 接続損益の部
(1)営業収益	(1)営業収益
1 受取網使用料	1 受取網使用料
<u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>	
<u>イ ア以外のもの</u>	
2 振替網使用料	2 振替網使用料
<u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>	
<u>イ ア以外のもの</u>	
<u>(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの</u>	
<u>(イ) (ア)以外のもの</u>	
(2)営業費用	(2)営業費用
1 営業費用	1 営業費用
2 振替網使用料	2 振替網使用料
接続営業利益（又は接続営業損失）	接続営業利益（又は接続営業損失）
II 接続関連損益の部	II 接続関連損益の部
(1)営業収益	(1)営業収益
1 接続装置使用料	1 接続装置使用料
<u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>	
<u>イ ア以外のもの</u>	
2 網改造料	2 網改造料
<u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>	
<u>イ ア以外のもの</u>	
(2)営業費用	(2)営業費用
接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）	接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）
会計単位名 <u>第一種指定設備利用部門</u>	会計単位名 <u>第一種指定設備利用部門</u>
(単位 円)	(単位 円)

<p>(1)営業収益  1 役務収入  2 振替網使用料</p> <p>(2)営業費用  1 営業費用  2 振替網使用料</p> <p><u>ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの</u>  <u>イ ア以外のもの</u>  <u>(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの</u>  <u>(イ) (ア)以外のもの</u></p> <p>第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）  （記載上の注意）  次の事項を注記すること。  第一種指定設備管理部門「I 接続損益の部 (1)営業収益 2 振替網使用料」に関し、  認可接続約款等以外の提供分についての振替額</p> <p>様式第2 (略)</p>	<p>(1)営業収益  1 役務収入  2 振替網使用料</p> <p>(2)営業費用  1 営業費用  2 振替網使用料</p> <p>第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）  （記載上の注意）  次の事項を注記すること。  第一種指定設備管理部門「I 接続損益の部 (1)営業収益 2 振替網使用料」に関し、  認可接続約款等以外の提供分についての振替額</p> <p>様式第2 (略)</p>
---	--





















改正案

様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

	合計
	（何）
	伝送路
	ゲートウェイスイッチ
	中継イーサネットスイッチ
	収容イーサネットスイッチ
	網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
	網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）
	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。）
	メディアゲートウェイ
	ゲートウェイルータ
SIPサーバ	
一般第一種指定中継ルータ	
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。）	
一般第一種指定設備計	













3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備	
電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比
全般管理	
共通	
資材（販売用のものを除く。）	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修（サービス関連のものを除く。）	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療（職員の健康管理に関するもの）	稼働人員数比
一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）	支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

現 行

様式第 4

設 備 区 分 別 費 用 明 細 表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計	指定外電気通信設備	合計
	うち光信号中継伝送機能に係るもの (何)	サービス活動 (何)	
	第一種指定設備利用部門計		
	うち光信号中継伝送機能に係るもの (何)		
	呼関連データベース		
	専用線ノード装置↗専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路		
	専用加入者線装置モジュール↗専用線ノード装置伝送路		
	専用線ノード装置		
	うち光信号電気信号変換機能に係るもの		
	専用加入者線装置モジュール		
	折返し通信路設定機能に係る設備		
	手動交換設備		
	番号案内データベース及び番号案内設備		
	信号網設備		
	うちルーティング伝送機能に係るもの		
	中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		
	中継系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		
	うちルーティング伝送機能に係るもの		
	端末系交換設備↗端末系又は中継系交換設備伝送路 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		
	端末系交換設備↗端末系又は中継系交換設備伝送路 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		
	うちルーティング伝送機能に係るもの		
	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		
	うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの		
	端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		
	公衆電話設備		
	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)		
	端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)		
	主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		
	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)		



3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備	
電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比
全般管理	
共通	
資材（販売用のものを除く。）	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修（サービス関連のものを除く。）	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療（職員の健康管理に関するもの）	稼働人員数比
一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関するもの）	支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

改 正 案

様式第4の2

設 備 区 分 別 費 用 明 細 表 (一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

	合計
	(何)
	伝送路
	ゲートウェイスイッチ
	中継イーサネットスイッチ
	収容イーサネットスイッチ
	網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)
	網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)
	一般第一種指定収容ルータ(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。)
	メディアゲートウェイ
	ゲートウェイルータ
SIPサーバ	
一般第一種指定中継ルータ	
一般第一種指定収容ルータ(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。)	
一般第一種指定設備計	

営	業	費																	
	う	ち	貸	倒	損	失													
運		用				費													
施		設		保		全	費												
共				通			費												
管				理			費												
試		験		研		究	費												
				及		び	研												
				究		費	償												
				却															
減		価		償			却												
固		定		資		産	除												
				却			費												
				う		ち	除												
				却			損												
通		信		設		備	使												
				用			料												
租				税			公												
				課															
合							計												

(単位 %)

直																			
活																			
配																			

(注)

この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

(新規)

改 正 案	現 行
別表第三〔第6条・第10条〕(略)	別表第三〔第6条・第10条〕(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部を改正する省令新旧対照表

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(端末系交換機能等の接続料)</p> <p>第十五条 第四条の表二の項（番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>2 前項の場合において、通信路の設定を行う機能の接続料は通信回数単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、通信ビット数その他の単位を組み合わせで定めることができる。</p> <p><u>31 第四条の表六の二の項（専用交換機接続ルータリング伝送機能に限る。）の機能の接続料は、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位として、それ以外の機能に係るものは通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。</u></p>	<p>(端末系交換機能等の接続料)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(番号ポータビリティ機能の接続料)

第十五条の二 第四条の表二の項(番号ポータビリティ機能に限る。)の機能の接続料は、当該機能により通信路が変更された通信の回数を単位として設定するものとする。ただし、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を事業者に支払うことに合理的な理由があり、これが確保される場合には、これに代えて、当該機能に係る第二種固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号の数を単位として設定することができる。

(市内伝送機能等の接続料)

第十六条 第四条の表二の項(加入者交換機共用トランクポート機能に限る。)、四の項、五の項(中継交換機共用トランクポート機能に限る。)及び六の項(中継伝送共用機能に限る。)の機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 四の表二の項(加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。)、三の四の項、五の項(中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。)及び六の項(中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。)の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

第十五条の二 (略)

第十六条 (略)

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 (略)

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、三の四の項及び六の項については五メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項(関門交換機接続ハブライク伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

~~(前略)~~

~~2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては回線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。~~

~~第十七条の二 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。~~

2 前項の機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第二種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置

2 (略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項及び七の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

~~2 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。~~

~~3 第二項の場合において、接続料の単位は、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては回線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。~~

~~第十七条の二 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第二種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と~~

していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

(端末間伝送等機能に係る接続料)

第十八条 第四条の表十二の項の機能に係る接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信業務に関する料金と同様の単位を基本として設定するものとする。

#### 第六章 通信量の記録

(通信量の記録)

第十九条 法第三十三條第十二項の規定による記録をしようとする者は第四条に規定する機能ごとに、通信量にあつては別表第六様式第一により、回線数にあつては別表第六様式第二により記録しておかなければならない。

- 2 法第三十三條第十二項の総務省令で定める事項は別表第七に掲げるものとする。
- 3 法第三十三條第十二項の規定による記録をしようとする者は、前項の事項を別表第八により記録しておかなければならない。
- 4 法第三十三條第十二項の規定による記録をしようとする者は、第一項及び前項の記録を毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならない。この場合、第一項及び前項の記録は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)によりすることができる。

第二十條〜第二十二條 (略)

同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

第十八條〜第二十二條 (略)

改正案	現行																		
<p>別表第6（第19条関係）</p> <p>様式第1</p> <p>第1表～第3表（略）</p> <p>第4表</p> <table border="1" data-bbox="246 475 1086 970"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="257 483 1052 523">通信量記録</th> <th data-bbox="940 531 1052 563">年度分</th> </tr> <tr> <th data-bbox="291 571 806 667">項目名</th> <th data-bbox="806 571 940 667">数値</th> <th data-bbox="940 571 1052 667">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 667 806 715">メディアゲートウェイ</td> <td data-bbox="806 667 940 715"></td> <td data-bbox="940 667 1052 715">bps</td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 715 806 762">ゲートウェイルータ</td> <td data-bbox="806 715 940 762"></td> <td data-bbox="940 715 1052 762">bps</td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 762 806 914">一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ 接続ルーティング伝送機能に係るものを除く）</td> <td data-bbox="806 762 940 914"></td> <td data-bbox="940 762 1052 914">bps</td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 914 806 962">網終端装置</td> <td data-bbox="806 914 940 962"></td> <td data-bbox="940 914 1052 962">bps</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 <u>ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く）については、品質クラス別に区分して記録すること。</u></p>	通信量記録		年度分	項目名	数値	単位	メディアゲートウェイ		bps	ゲートウェイルータ		bps	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ 接続ルーティング伝送機能に係るものを除く）		bps	網終端装置		bps	
通信量記録		年度分																	
項目名	数値	単位																	
メディアゲートウェイ		bps																	
ゲートウェイルータ		bps																	
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ 接続ルーティング伝送機能に係るものを除く）		bps																	
網終端装置		bps																	

附 則

この法令は、公布の日から起算する